**平成２８年（フ）第１２２８号**
埼玉県幸手市栄２番７―508号
破産者　和田あずみ（旧姓大人）
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第３９号**
岐阜市江崎北２番32号
破産者　丹羽　好
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第４５号**
奈良県磯城郡三宅町大字上但馬217番地の５、開始決定時の住所奈良県御所市大字元町495番地の40
破産者　中村　文和
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
福岡県久留米市小森野４丁目３番11号　ヴィラ小森野202号
破産者　宮原　愛子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第１４１４号**
札幌市東区北17条東２丁目１番７号
破産者　山田　幸治
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１５７６号**
札幌市東区北25条東13丁目１番24―101号
破産者　米陀　孝博
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６３４号**
札幌市白石区本郷通９丁目南４番19―３号
破産者　林田　市郎
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６３５号**
札幌市白石区本郷通９丁目南４番19―３号
破産者　林田ひらく
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６９５号**
札幌市豊平区平岸６条14丁目４番17号　サニーヒルズ３番館406号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東３条３丁目３番17号　グリーンズハウス302号
破産者　滝口　慎也
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１０５３号**
埼玉県和光市白子２丁目11番８―210号　レクセルマンション成増第２
破産者　齋藤　誠治
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１２３号**
さいたま市北区日進町２丁目850番地　日進グリーンマンション　103
破産者　志村　　清
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
埼玉県東松山市松本町２丁目１番14号あるゾウパレス松本町136、破産開始決定時の住所埼玉県東松山市神明町１丁目17番６号
破産者　夏目　清弘
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第２９８号**
埼玉県鶴ケ島市高倉1068―８　根本一孝方、住民票上の住所埼玉県東松山市白山台９番地３
破産者　根本　幸夫
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第１８５号**
神奈川県横須賀市夏島町４番地９　サマーランドエクセル101
破産者　小川　恒公
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第２２６号**
福井市若杉３丁目1402番地３、旧住所福井市みのり４丁目６番33号　ＬＥＯＮＥ　Ｉ　301
破産者　牧野　義昭
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４１号**
長野県佐久市中込3465番地６　東城ビル３Ｆ北、開始決定時の住所長野県小諸市大字加増1060番地45　スカイラークヒル205
破産者　山浦　弘一
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第５４４号**
静岡市駿河区丸子６丁目18番20号
破産者　原木　　靖
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６２６号**
静岡市葵区沓谷６丁目９番地の10
破産者　内田　　徹
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６８７号**
岐阜県飛騨市古川町是重１丁目８番１号、従前の住所愛知県豊明市栄町上姥子６番地228
破産者　梅北　正子
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部